

【正誤表】

【資料3】物件の情報 の2ページ目について、下記の内容（赤字部分）を訂正いたします。

(訂正前)

地上建物の経緯	
昭和 52 年 3 月 15 日	区画整理による換地処分後、国が本件建物（旧大阪法務局長野出張所）を新築 昭栄町 8 8 0 番の土地は、河内長野市が国に貸付
平成 17 年 12 月 5 日	大阪法務局長野出張所が大阪法務局富田林出張所（現富田林支局）に統合
(1行追加)	
平成 18 年 1 月	国から河内長野市が本件建物を取得（未登記）
平成 19 年 11 月	市民公益活動支援センターとして利用 <u>(改装・耐震対策実施)</u>
令和 3 年 3 月	市民公益活動支援センター 廃止
平成 9 年 1 月から 令和 3 年 4 月まで	昭栄町 8 8 0 番の土地の一部（北西部分 124.27 m ² ）を社団法人河内長野青年会議所に貸付（青年会議所の建物は令和 3 年 4 月に撤去済み）
令和 6 年 1 月	建物表題登記 嘱託
令和 6 年 3 月	所有権保存登記 嘱託

(訂正後)

地上建物の経緯	
昭和 52 年 3 月 15 日	区画整理による換地処分後、国が本件建物（旧大阪法務局長野出張所）を新築 昭栄町 8 8 0 番の土地は、河内長野市が国に貸付
平成 17 年 12 月 5 日	大阪法務局長野出張所が大阪法務局富田林出張所（現富田林支局）に統合
平成 18 年 2 月	耐震診断を実施（結果：十分な耐力を保持） 【資料 3 - 2】を参照
平成 18 年 3 月	国から河内長野市が本件建物を取得（未登記）
平成 19 年 11 月	市民公益活動支援センターとして利用 (改装工事実施済み)
令和 3 年 3 月	市民公益活動支援センター 廃止
平成 9 年 1 月から 令和 3 年 4 月まで	昭栄町 8 8 0 番の土地の一部（北西部分 124.27 m ² ）を社団法人河内長野青年会議所に貸付（青年会議所の建物は令和 3 年 4 月に撤去済み）
令和 6 年 1 月	建物表題登記 嘱託
令和 6 年 3 月	所有権保存登記 嘱託